

○総務省令第八十四号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三十八条の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月三日

総務大臣 新藤 義孝

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二 無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。）の無線

設備（第四十九条の五）」を「第四節の二 海洋観測を行う無線標定業務の無線局の無線設備（第四十九条

第四節の二の二 無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設す

の四の二）

に改める。

るものに限る。）の無線設備（第四十九条の五）」

第四章中第四節の二を第四節の二の二とし、第四節の次に次の一節を加える。

#### 第四節の二 海洋観測を行う無線標定業務の無線局の無線設備

第四十九条の四の二 海洋観測を行う無線標定業務の無線局の無線設備であつて、四・四三八MHzから四・四八八MHzまで、五・二五MHzから五・二七五MHzまで、九・三〇五MHzから九・三五五MHzまで、一三・四五MHzから一三・五五MHzまで、一六・一MHzから一六・二MHzまで、二四・四五MHzから二四・六MHzまで、二六・二MHzから二六・三五MHzまで、三九・五MHzから四〇MHzまで又は四一・七五MHzから四二・七五MHzまでの周波数の電波を使用するもの（以下この条において「海洋レーダー」という。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 同一周波数帯を使用する他の無線局からの電波の発射の有無を確認する機能を有するものであること（附属装置の設置その他の方法による場合を含む。）。

二 国際モース符号により海洋レーダーの無線局の識別信号を送信する機能を有するものであること（附属装置の設置その他の方法による場合を含む。）。

三 同一周波数帯を使用する他の海洋レーダーの無線局の識別信号を受信する機能を有するものであること（附属装置の設置その他の方法による場合を含む。）。

四 変調方式は、周波数変調であり、連続波方式（間欠的連続波方式を含む。）により送信するもの及び振幅変調であること。

五 等価等方輻射電力は、二五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）を超えないものであること。

六 送信空中線は、指向特性を有するものであること。ただし、当該指向特性に準じた電波の発射を抑制する措置が講じられたものについては、この限りでない。

七 国際モース符号の送信は、割当周波数により送信を行うものであること。

八 国際モース符号を送信する無線設備の送信空中線は、海洋レーダーの送信空中線を共用するものであること。ただし、海洋レーダーの送信空中線を共用することが困難な場合は、この限りでない。

別表第一号の表四の項無線局の欄中「ラジオ・ブイの無線局」を「無線局」に改める。

別表第二号に次のように加える。

第65 第49条の4の2に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 1 4.438MHzから4.488MHzまで又は9.305MHzから9.355MHzまでの周波数の電波を使用するもの 50kHz

- 2 5.25MHzから5.275MHzまでの周波数の電波を使用するもの 25kHz
- 3 13.45MHzから13.55MHzまで又は16.1MHzから16.2MHzまでの周波数の電波を使用するもの 100kHz
- 4 24.45MHzから24.6MHzまで又は26.2MHzから26.35MHzまでの周波数の電波を使用するもの 150kHz
- 5 39.5MHzから40MHzまでの周波数の電波を使用するもの 500kHz
- 6 41.75MHzから42.75MHzまでの周波数の電波を使用するもの 350kHz

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。